新宮市規則第２６号

新宮市職員の旅費に関する規則及び新宮市職員の旅費に関する条例第 25 条に規定する市長が定める外国旅行に関する旅費支給規則を廃止する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

新宮市長　上田　勝之

新宮市規則第２６号

新宮市職員の旅費に関する規則及び新宮市職員の旅費に関する条例第25条に規定する市長が定める外国旅行に関する旅費支給規則を廃止する規則

新宮市職員の旅費に関する規則及び新宮市職員の旅費に関する条例第25条に規定する市長が定める外国旅行に関する旅費支給規則を廃止する規則を次のように定める。

令和８年９月２９日

新宮市長　上田　勝之

新宮市職員の旅費に関する規則及び新宮市職員の旅費に関する条例第25条に規定する市長が定める外国旅行に関する旅費支給規則を廃止する規則

新宮市職員の旅費に関する規則（平成17年新宮市規則第40号）及び新宮市職員の旅費に関する条例第25条に規定する市長が定める外国旅行に関する旅費支給規則（平成17年新宮市規則第42号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。